

# (特別編) 扶養親族等申告書のオンライン提出ガイド

## 老齢年金受給者のための詳細解説

このガイドは、日本年金機構が提供する「扶養親族等申告書」のオンライン提出方法について、その重要性、対象者、必要書類、手続きの流れ、所得金額の計算方法、および注意点を深く理解することを目的としています。所得税の源泉徴収控除を受けるために必要なこの手続きを、正確かつ効率的に行うための知識を習得しましょう。

### 1. 扶養親族等申告書とは

扶養親族等申告書は、日本年金機構がお支払いする老齢年金から源泉徴収される**所得税の控除**を受けるために、毎年提出が必要な書類です。これにより、年金から徴収される所得税額を適正に計算し、控除を受けることが可能になります。

#### 提出の対象となる方

以下のいずれかに該当する場合、毎年提出が必要です。

- 年金受給者ご本人が**障害者、寡婦、ひとり親**に該当する場合。
- 控除対象となる**配偶者や親族を扶養**している場合。
- 配偶者や親族の所得額が多い(控除対象とならない)が、その方が**退職手当**を受ける見込みである場合。

#### 源泉徴収の対象となる年金受給者

以下のいずれかに該当する方は、所得税の源泉徴収の対象となります。

- 65歳未満で年間155万円以上の年金受給額がある方。
- 65歳以上で年間205万円以上の年金受給額がある方。
  - これらの金額は法改正により引き上げられました。

#### 提出が不要なケース

ご自身が障害者、寡婦、ひとり親に該当せず、かつ控除対象となる配偶者や親族を扶養していない場合は、提出が不要です。これらの場合は、提出しなくても源泉徴収される所得税額に影響がありません。

日本年金機構は源泉徴収の対象となる方全員に案内を送付しますが、提出が必要かどうかはご自身の扶養状況等に基づいて判断する必要があります。

### 2. オンライン提出のメリットと利用できないケース

#### オンライン提出のメリット

- 郵送費(切手代)が不要で、紙の申告書を郵送する手間が省けます。
- 24時間いつでも手続きが可能です。
- 提出した申告書の受付状況や申告内容をオンラインで確認できます。
- 入力漏れのリアルタイムチェック機能があるため、記入不備による再提出を防ぐことができます。
- 翌年以降はマイナポータルへの通知でスムーズな手続きが可能になり、紙の申告書は送付されません。
- ご本人の氏名や、前年に申告書を提出している場合は**前年の申告内容が自動で入力**されるため、入力が簡単です。

#### オンライン提出ができないケース

以下の場合はオンライン提出ができません。

- 年金ネットが利用できない一部の年金受給者。

- 国外に居住する配偶者等を申告する場合。これらの場合は、お手数ですが、添付書類と共に紙の申告書での提出が必要です。

### 3. オンライン提出のための事前準備

オンラインで扶養親族等申告書を提出するには、以下の事前準備が必要です。

- **マイナンバーカードの取得:** 必須です。取得されていない方は取得をご検討ください。
- **署名用電子証明書パスワードの設定:** マイナンバーカード取得時に設定した英数字6桁から16桁のパスワードが必要です。
- **マイナポータルの利用者登録:** まだ登録していない場合は登録が必要です。
- **マイナポータルと年金ネットの連携手続き:** オンライン提出にはこの連携が必須です。
- **必要な機器:**
  - インターネット環境のあるパソコン(またはスマートフォン)。
  - パソコンで手続きする場合、\*\*マイナンバーカードの読み取り装置(ICカードリーダーライター)\*\*が必要です。

#### パスワードの種類について

マイナンバーカードには2種類のパスワードがあります。

- **署名用電子証明書パスワード:** 英数字6桁から16桁。オンライン申請の「電子署名付与」の際に使用します。
- **利用者証明用電子証明書パスワード:** 数字4桁。マイナポータルへのログインに使用します。これらは異なるパスワードですので、ご注意ください。

### 4. オンライン提出の手順 (パソコン操作の例)

オンライン提出の主な流れは以下の通りです。

1. **マイナポータルへのログイン**
  - マイナンバーカードと数字4桁の利用者証明用電子証明書パスワードを準備します。
  - マイナポータルにログインし、ICカードリーダーライターを使ってマイナンバーカードを読み取ります。
  - 利用者登録が未完了の場合は、利用者登録を行います。
2. **マイナポータルと年金ネットの連携**
  - マイナポータルにログイン後、トップページをスクロールし、「お金」の中の「年金」を選択します。
  - 「年金ネットとの連携」から「連携を始める」を押し、利用規約を確認し同意します。
  - 連携完了まで時間がかかる場合があるため、メール通知設定をしておくことで完了時に通知されます。
3. **申告書の作成画面へ進む**
  - **日本年金機構からお知らせを受け取った場合:** マイナポータルのお知らせから直接「扶養親族等申告書」の申請画面に進めます。
  - **お知らせを受け取っていない場合(前年未提出者向け):** マイナポータルにログイン後、トップページをスクロールし、「お金」の中の「年金」を選択し、さらに「老齢年金の受給」の中の「扶養親族等申告書の作成」を選択します。
  - 年金ネット画面で、提出する年金を選択し「作成する」を押しします。
4. **申告書の内容入力**
  - 作成画面で、ご本人が障害者、ひとり親に該当するかなど、必要な項目を入力します。

- 前年に申告書を提出している場合は、前年の申告内容が表示され、変更の有無を確認・修正・入力できます。税制改正により控除対象となる配偶者や親族の所得要件が引き上げられているため、確認が必要です。
- 入力欄横のクエスチョンマークを押すと説明文が表示されます。
- 扶養親族等の追加や削除も可能です。
- **申告情報を一時保存する機能**を利用すれば、入力途中でも保存して後で再開できます。ただし、再開時には配偶者等のマイナンバーは保存されていないため、再入力が必要です。

#### 5. 申告内容の最終確認

- 「申告書の内容確認」を押し、入力内容を表示します。
- 内容を最終確認し、間違いがなければ「申告書を提出する」を押します。
- 修正がある場合は「申告内容を修正する」で作成画面に戻れます。

#### 6. 電子署名の付与と提出

- 年金受給者ご本人のマイナンバーカードを用意し、「電子署名を付与する」を押します。
- 署名用電子証明書パスワード(英数字 6 桁から 16 桁)を入力し、マイナンバーカードを読み取り装置にかざします。
- **注意点:** 配偶者と本人以外のマイナンバーカードを読み取らせないでください。
- 完了画面が表示されれば、オンライン提出は完了です。

---

## 5. 提出後の確認と修正

### ● 受付状況の確認

- マイナポータルにログインし、トップページの「やること」から提出した申告書の受付状況を確認できます。
- 受付状況は「要再申請」「処理中」「完了」のいずれかで表示されます。
- メールアドレスを登録しておくこと、受付状況が更新された際にメールで通知されます。

### ● 申告内容の確認と再提出

- 年金ネットから実施できます。マイナポータルから年金ネットにログインし、「申請済みの届出書を確認する」から該当の申告書を選択します。
- 内容に間違いがあった場合は、「申告内容を修正し再提出する」を押すことで、再度申告書を提出することができます。

### ● 源泉徴収票

- 提出された内容に基づき、翌年 2 月以降に支払われる年金から源泉徴収される所得税額が計算され、対象年の翌年 1 月に送付される源泉徴収票に記載されます。
- 源泉徴収票の電子データでの受け取り登録も可能です。

---

## 6. 所得金額の計算方法

扶養親族等申告書には、本人、配偶者、および配偶者以外の親族の年間所得の見積もり額を記入する必要があります。この金額は、対象の方の収入から計算します。

### 所得の基本的な考え方

- 所得とは、収入から各種控除を差し引いた金額です。
  - 例:年金収入 100 万円 - 公的年金等控除額 60 万円 = 所得 40 万円。

- 収入より控除額が多い場合(収入から控除額を引くとマイナスになる場合)は、**所得見積もり額は0円**と計算されます。
- 控除額の計算方法は収入の種類によって異なります。

### 公的年金収入の所得計算

所得が公的年金等のみの場合、または年金以外の所得が1,000万円以下の場合について説明します。年金以外の所得が1,000万円を超える場合の計算方法は、日本年金機構のホームページをご確認ください。

- **65歳未満の者:**
  - 年金収入が130万円以下の場合:控除額は一律**60万円**です。
  - 年金収入が130万円超410万円以下の場合:**(年金額 × 25%) + 27万5,000円**。
    - 例: 年金額160万円の場合 → (160万円 × 25%) + 27万5,000円 = 40万円 + 27万5,000円 = **67万5,000円**。
- **65歳以上の者:**
  - 年金収入が330万円以下の場合:控除額は**110万円**です。所得の計算は、「年金収入 - 公的年金等控除額 = 公的年金等に係る雑所得」となります。

### 給与収入の所得計算

- **給与所得控除額**は、年齢や給与以外の収入金額による区分はなく、**給与収入額**に応じて決まります。
  - 例: 給与収入190万円以下の場合、給与所得控除額は**65万円**です。
- **所得金額調整控除の加算条件:**
  - 公的年金に係る雑所得の金額と、給与所得控除後の給与等の金額の合計額が**10万円を超える場合**。
  - 給与収入が**850万円を超え**、本人が特別障害者に該当するなど特定の事由に該当する場合。所得の計算は、「給与収入 - (給与所得控除額 + 所得金額調整控除額) = 給与所得」となります。

### 年金収入と給与収入がある場合の計算例

それぞれの所得を計算した上で足し合わせます。例: 65歳未満で年金収入80万円、給与収入90万円の場合

1. **年金所得の計算:**
  - 年金控除額: 65歳未満で130万円以下のため**60万円**。
  - 年金所得: 80万円(年金収入) - 60万円(控除額) = **20万円**。
2. **給与所得の計算:**
  - 給与控除額: 190万円以下のため**65万円**。
  - 所得金額調整控除: 年金所得10万円(10万円超)と給与所得控除後の給与等の金額を合わせた合計額が10万円を超えるため、10万円加算されます。
  - 給与所得: 90万円(給与収入) - 65万円(給与控除額) - 10万円(所得金額調整控除) = **15万円**。
3. **合計所得金額:** 年金所得20万円 + 給与所得15万円 = **35万円**。

この合計金額を年間所得の見積もり額として、本人所得欄や配偶者の区分欄に記入します。

## 7. 税制改正の影響と注意点

税制改正により、以下の変更点があります。

- **源泉徴収の対象となる年金額の引き上げ。**
  - 昨年まで毎年案内が送られていた方でも、年金から所得税が源泉徴収される対象ではなくなり、今年から案内が送られない場合があります。

- 控除対象となる配偶者や親族の所得要件の引き上げ。
  - 昨年までと所得金額等に変更がない場合でも、新たに要件に該当する配偶者や親族がいないか確認が必要です。

これらの法改正を考慮し、ご自身が扶養親族等申告書の提出対象者であるかを毎年確認することが重要です。

## 8. 問い合わせ先

- 日本年金機構のホームページ: 一般的な問い合わせには、24時間自動応答の相談チャットが利用できます。
- 年金事務所・問い合わせダイヤル: ホームページや相談チャットで解決しない不明な点がある場合は、最寄りの年金事務所または問い合わせダイヤルへ連絡してください。
- 税務署: 所得の計算方法やその他の控除額に関する不明な点については、お近くの税務署にご相談ください。
- 市区町村: マイナンバーカードの取得やパスワード設定の手続きについては、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

## 9. 扶養親族等申告書の概要と目的

「扶養親族等申告書」は、日本年金機構がお支払いする老齢年金から源泉徴収される所得税の控除を受けるために、毎年提出が必要な書類です。この手続きを通じて、年金から徴収される所得税額が適正に計算され、納税者の負担軽減が可能になります。老齢年金受給者にとって、所得税の控除を受ける上で非常に重要な手続きと位置づけられています。

### 9-1. 提出の対象となる方

以下のいずれかの条件に該当する場合、毎年この申告書の提出が必要です。

- 年金受給者ご本人が障害者、寡婦、またはひとり親に該当する場合。
- 控除対象となる配偶者や親族を扶養している場合。
- 配偶者や親族の所得額が多く控除対象とはならない場合でも、その方が退職手当を受ける見込みである場合。

また、以下の基準を超える年金受給額がある方は、所得税の源泉徴収の対象となります。

- 65歳未満で年間155万円以上の年金受給額がある方。
- 65歳以上で年間205万円以上の年金受給額がある方。

### 9-2. 提出が不要なケース

ご自身が障害者、寡婦、ひとり親に該当せず、かつ控除対象となる配偶者や親族を扶養していない場合は、扶養親族等申告書の提出は不要です。これらの場合、提出しなくても源泉徴収される所得税額に影響がないためです。

### 9-3. 日本年金機構からの案内と自己判断の重要性

日本年金機構は、所得税の源泉徴収の対象となる方全員に「扶養親族等申告書」の案内を送付しています。しかし、実際に提出が必要かどうかは、案内が届いた方がご自身の扶養状況等に基づいて判断する必要があります。

### 9-4. 税制改正による影響

税制改正により、源泉徴収の対象となる年金額の基準が引き上げられました。この変更により、昨年まで毎年案内が送られていた方でも、年金から所得税が源泉徴収される対象外となり、今年は案内が送られない場合がありますので注意が必要です。

また、控除対象となる配偶者や親族の所得要件も引き上げられています。そのため、昨年までと所得金額等に大き

な変更がない場合でも、新たに控除の要件に該当する配偶者や親族がいないか、改めて確認することが重要です。これらの法改正を考慮し、提出対象者であるかを毎年確認することが求められます。